川崎市病院局公告第５２号

入 札 公 告

川崎市立井田病院デジタルサイネージ案内板設置運営事業者の公募について次のとおり公告します。

令和８年１１月１１日

川崎市病院事業管理者　　伊　藤　大　輔

１　競争入札に付する事項

（１）　件　　名　川崎市立井田病院デジタルサイネージ案内板設置運営事業者の選定

（２）　履行場所　川崎市中原区井田２－２７－１　川崎市立井田病院

（３）　履行方法　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の４第２項第４号の規定に基づく行政財産の一時貸付契約

（４）　貸付期間　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までとする。

２　入札参加資格

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号の規定に該当しないこと。

（２）川崎市病院局契約規程（平成１７年川崎市病院局規程第３９号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

（３）川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

（４）国税又は市税の未納がないこと。

（５）「川崎市立井田病院デジタルサイネージ案内板設置運営事業者　一般競争入札貸付案内書」（以下「案内書」という。）に定める条件及び法令を遵守し、デジタルサイネージ案内板設置運営事業を運営できる資力、能力等を有すること。

（６）直近２年間に、デジタルサイネージ案内板設置運営事業を運営した実績を有していること。ただし、当該運営実績において、運営事業者の都合により、履行義務の全部又は一部を果たさなかったことが判明した場合は、運営実績とはみなさない。

（７）川崎市暴力団排除条例（平成２４年川崎市条例第５号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員等、同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと。

（８）神奈川県暴力団排除条例（平成２２年神奈川県条例第７５号）第２３条第１項各号又は第２項各号に規定する行為をしている事実がないこと。

（９）委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前２号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していないこと。

３　契約条項を示す場所

川崎市立井田病院事務局庶務課

〒２１１－００３５

川崎市中原区井田２－２７－１

電話番号　０４４－７６６－２１８８（代表）

４ 入札及び開札の日時及び場所

（１）入札受付　　令和８年１２月１７日（木）午前１０時３０分から午前１１時まで

（２）入札及び開札の日時　令和８年１２月１７日（木）午前１１時

（３）入札及び開札の場所　川崎市立井田病院２階 第１・２会議室

５ 入札保証金

本入札に係る入札保証金の納付は免除します。

６ 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとします。

７　その他

（１）詳細は案内書によります。案内書（様式類を含む)、仕様書等は川崎市立井田病院ホームページからダウンロードできます。

（２）この公告に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

川崎市中原区井田２－２７－１　川崎市立井田病院事務局庶務課庶務係

電　話　０４４－７６６－２１８８（代表）

ＦＡＸ　０４４－７８８－０２３１

電子メールアドレス　83idasyo@city.kawasaki.jp